

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（ばいかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご 漁業	別記 1 の とおり	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご 漁業	天共第 1 号共同漁 業権漁場	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 上天草市大矢野町中、登立 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご 漁業	別記 2 の とおり	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 上天草市大矢野町維和に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご 漁業	別記 3 の とおり	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市牛深町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご 漁業	別記 4 の とおり	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市本渡町、北浜町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご 漁業	別記 5 の とおり	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市五和町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）11 月 9 日から令和 11 年（2026 年）12 月 7 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 9 年（2026 年）1 月 1 日から令和 11 年（2029 年）12 月 31 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、300 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端

乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界

イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から 2,727 メートルのところ

ロ 芦北町沖合柴島北西端

ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

別記 2

操業区域（大矢野町維和地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）戸馳大崎の鼻）

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）大潟塔ノ崎東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 3

操業区域（天共第 9 号共同漁業権漁場内牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ

ク 基点 1 と天草市築島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ

ケ 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ

コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ

サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ

シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

別記 4

操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次のア、イ、ウを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

ア 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界点

イ アから天草市五和町亀島北東端を見通した線上、アから 3,300 メートルのところ

ウ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界

別記 5

操業区域

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先）及び基点 1、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 6 号共同漁業権漁場内御領地先）。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と天草市有明町大島子との境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台跡）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点 2 から五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

エ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島（以下、「湯島」という。）山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と湯島山頂を見通した線から、基点 4 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ